

令和4年

第4回教育委員会（定例会）会議録

上天草市教育委員会

令和4年 第4回教育委員会（定例会）会議録

期日：令和4年3月22日（火）

開会：午後2時00分

閉会：午後3時50分

場所：上天草市役所松島庁舎3階大会議室

1 会議日程

- 日程第1 会議録署名委員の指名について
- 日程第2 令和4年第2回（2月定例会）及び第3回（臨時会）の承認について
- 日程第3 教育長諸般の報告
- 日程第4 非公開とする審議事項について
- 日程第5 [議案第18号] 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて
- 日程第6 [議案第19号] 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて
- 日程第7 [議案第20号] 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて
- 日程第8 [議案第21号] 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて
- 日程第9 [議案第22号] 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて
- 日程第10 [議案第23号] 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて
- 日程第11 [議案第24号] 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて
- 日程第12 [議案第25号] 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて
- 日程第13 [議案第26号] 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて
- 日程第14 [議案第27号] 令和4年度就学援助の認定について
- 日程第15 [議案第28号] 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて
- 日程第16 [議案第29号] 特別支援学級並びに特別支援学校等への児童生徒の就学について
- 日程第17 [議案第30号] 特別支援学級並びに特別支援学校等への児童生徒の就学について
- 日程第18 [議案第31号] 学校医等の委嘱について
- 日程第19 [議案第32号] いじめ問題アドバイザーの委嘱について
- 日程第20 [議案第33号] 上天草市スポーツ推進委員の委嘱について
- 日程第21 [議案第34号] 地区公民館長及び主事の委嘱について
- 日程第22 [議案第35号] 上天草市地域学校協働活動推進員の委嘱について
- 日程第23 [議案第36号] 上天草市就学援助費扶助規則の一部を改正する規則の制定について
- 日程第24 [議案第37号] 独立行政法人スポーツ振興センター共済掛金の徴収に関する規則の制定について
- 日程第25 [議案第38号] 上天草市小学校運動部活動社会体育移行団体交付金交付要綱を廃止する要綱の制定について
- 日程第26 [議案第39号] 第3次上天草市子ども読書活動推進計画の策定について
- 日程第27 [議案第40号] 令和4年度上天草市教育委員会教育方針、努力目標、努力事項の制定について
- 日程第28 [議案第41号] 上天草市公用車管理規程の一部を改正する訓令の制定について
- 日程第29 諸報告

## 2 出席委員

山下勝一（委員）、瀨崎千賀子（委員）、辻本幸之助（委員）、岩崎宏保（委員）  
高倉利孝（教育長）

## 3 欠席委員

なし

## 4 議場に出席した者

山下 正（教育部長）、赤瀬耕作（学務課長）、松田真也（教育審議員）、川本宜史（学務課長補佐）、小浦嘉彦（社会教育課長）、渡辺龍也（学務係長）

## 5 教育長の報告の趣旨、議題及び議事の概要、議題となった動議及び動議を提出した者の氏名、質問又は討論をした者の氏名及びその要旨、議決事項 以下のとおり

開会 午後2時00分

○教育長（高倉利孝君） それでは、出席委員が定足数に達しておりますので、これより令和4年第4回上天草市教育委員会定例会を開会いたします。会議日程はお手元に配布してありますので、

日程第1 会議録署名委員の指名について

○教育長（高倉利孝君） 日程第1。会議録署名委員の指名を行います。会議規則第18条第2項の規定により、本日の会議録署名に辻本委員及び川本学務課長補佐を指名いたします。よろしく願いいたします。

日程第2 令和4年第2回（2月定例会）及び第3回（臨時会）会議録の承認について

○教育長（高倉利孝君） 次に日程第2。「令和4年第2回（2月定例会）及び第3回（臨時会）会議録の承認について」を議題といたします。皆さんには会議の案内と一緒に配布してありますが、何か質疑等がありましたらよろしく願いいたします。

○教育長（高倉利孝君） よろしいですか。それではお諮りいたします。第2回定例会及び第3回臨時会の教育委員会会議録については承認することにご異議ございませんか。

〔「異議ありません」という声あり〕

○教育長（高倉利孝君） 全員ご異議なしと認め、承認することに決定いたしました。

日程第3 教育長諸般の報告

○教育長（高倉利孝君） 日程第3。教育長の諸般の報告を行います。議案書の1ページに載せてありますが、一通り皆さんご存知の会議ばかりですので今回は省略したいと思います。以上で教育長諸般の報告を終わります。

日程第4 非公開とする審議事項について

○教育長（高倉利孝君） 次に、日程第4。「非公開とする審議事項について」意見を伺います。日程第5「議案第18号」、日程第6「議案第19号」、日程第7「議案第20号」、日程第8「議案第21号」、日程第9「議案第22号」、日程第10「議案第23号」、日程第11「議案第24号」、日程第12「議案第25号」、日程第13「議案第26号」、日程第14「議案第27号」、日程第15「議案第28号」、日程第16「議案第29号」、日程第17「議案第30号」、及び

日程第29諸報告の第2「不登校児童・生徒の状況について」、第3「いじめの状況について」、第4「教職員の勤務時間管理について」は、プライバシー保護のため、秘密会議といたしますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議ありません」という声あり〕

○教育長（高倉利孝君） 異議なしと認め、「議案第18号」、「議案第19号」、「議案第20号」、「議案第21号」、「議案第22号」、「議案第23号」、「議案第24号」、「議案第25号」、「議案第26号」、「議案第27号」、「議案第28号」、「議案第29号」、「議案第30号」、及び諸報告の第2、第3、第4につきましては、秘密会議といたします。

日程第5 議案第18号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて

○教育長（高倉利孝君） それでは、日程第5。議案第18号「専決処分の報告並びにその承認を求めることについて」を議題といたします。この議題は、秘密会議といたします。

※【 議案第18号及び議案第30号は秘密会議の決定により審議内容は非公開 】

※【秘密会議終了】

日程第18 議案第31号 学校医の委嘱について

○教育長（高倉利孝君） それでは、日程第18。議案第31号「学校医の委嘱について」を議題といたします。この議案について、事務局からの説明を求めます。

○学務課長（赤瀬耕作君） 議案書の15ページをお願いいたします。議案第31号「学校医等の委嘱について」学校保健安全法（昭和33年4月10日法律第56号）第23条第1項及び同条第2項の規定に基づき、各小中学校の学校医、学校歯科医、学校薬剤師を次のとおり委嘱することとする。令和4年3月22日提出。上天草市教育長 高倉利孝。16ページの令和4年度学校医・歯科医・薬剤師一覧をご覧ください。今回、変更があった学校については、マーカーが入っていますが、内科医の教良木小学校については、上天草総合病院の医師の異動に係るもの。湯島小中学校については、熊本県からの派遣の任期満了による定期異動によるもの。任期は令和4年4月1日から令和5年3月31日まで。15ページにお戻りください。提案理由については、学校医等の任期満了に伴い委嘱するもので、附属機関の委員その他非常勤職員の任免及び委嘱に関しては、上天草市教育長に対する事務委任規則第2条第9号の規定により教育委員会に諮る必要がある。これが、この議案を提出する理由である。ご審議いただき、ご承認くださいますようお願いいたします。

○教育長（高倉利孝君） 以上で、事務局からの説明が終わりました。それでは委員さんから、何か質疑がございませんか。

〔「ありません」という声あり〕

○教育長（高倉利孝君） それでは、お諮り致します。議案第31号は、ただ今ご審議いただきましたとおり承認することに、ご異議ございませんか。

〔「異議ありません」という声あり〕

○教育長（高倉利孝君） ご異議なしと認めます。よって本案は、ご審議いただきましたとおり、承認することに決定しました。

日程第19 議案第32号 いじめ問題アドバイザーの委嘱について

○教育長（高倉利孝君） それでは、日程第19。議案第32号「いじめ問題アドバイザーの委嘱について」を議題といたします。この議案について、事務局からの説明を求めます。

○学務課長（赤瀬耕作君） 議案書の17ページをお願いいたします。議案第32号「上天草市

いじめ問題アドバイザーの委嘱について」上天草市いじめ問題アドバイザー設置要綱（平成23年教育委員会告示第3号）第3条の規定に基づき、次のとおり委嘱することとする。令和4年3月22日提出。上天草市教育長 高倉利孝。

委嘱する者については、中村 幸輝さんです。任期については、令和4年4月1日から令和5年3月31日まで。中村先生につきましては、現在、県のSSWとしてご活躍されており、昨年度の本市のいじめ問題アドバイザーとして、児童生徒のいじめ、不登校、暴力行為、児童虐待、就学援助、生活保護など、児童生徒が置かれた様々な環境への問題への働きかけを行っていただいている。提案理由については、上天草市いじめ問題アドバイザーの任期が、令和4年3月31日までとなっており、上天草市のいじめや不登校等の諸問題に対応するためには、いじめ問題アドバイザーを委嘱する必要がある。なお、附属機関の委員その他の非常勤の職員の任免及び委嘱に関しては、上天草市教育長に対する事務委任規則（平成16年教育委員会規則第5号）第2条第9号の規定により教育委員会に諮る必要がある。これが、この議案を提出する理由である。説明は以上です。ご審議いただき、ご承認くださいますようお願いいたします。

○教育長（高倉利孝君） 以上で、事務局からの説明が終わりました。それでは委員さんから、何か質疑がございますか。

〔「ありません」という声あり〕

○教育長（高倉利孝君） それでは、お諮り致します。議案第32号は、ただ今ご審議いただきましたとおり承認することに、ご異議ございませんか。

〔「異議ありません」という声あり〕

○教育長（高倉利孝君） ご異議なしと認めます。よって本案は、ご審議いただきましたとおり、承認することに決定しました。

日程第20 議案第33号 上天草市スポーツ推進委員の委嘱について

○教育長（高倉利孝君） それでは、日程第20。議案第33号「上天草市スポーツ推進委員の委嘱について」を議題といたします。この議案について、事務局からの説明を求めます。

○社会教育課長（小浦嘉彦君） 議案書18ページをご覧ください。議案第33号、上天草市スポーツ推進委員の委嘱について、ご説明いたします。スポーツ基本法第32条第1項の規定に基づき、次のとおり委嘱するものでございます。委嘱する者につきましては、1番の森広光氏ほか18名で全員が再任となります。住所、経験競技等につきましては、議案書記載のとおりです。19ページをお願いします。任期につきましては、令和4年4月1日から令和6年3月31日まででございます。提案理由といたしましては、スポーツ推進委員の任期満了に伴い委嘱するもので、附属機関の委員その他の非常勤職員の任免及び委嘱に関することについては、上天草市教育長に対する事務委任規則第2条第9号の規定により、教育委員会に諮る必要があります。これが、この議案を提出する理由でございます。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

○教育長（高倉利孝君） 以上で、事務局からの説明が終わりました。それでは委員さんから、何か質疑がございますか。

〔「ありません」という声あり〕

○教育長（高倉利孝君） それでは、お諮り致します。議案第33号は、ただ今ご審議いただきましたとおり承認することに、ご異議ございませんか。

〔「異議ありません」という声あり〕

○教育長（高倉利孝君） ご異議なしと認めます。よって本案は、ご審議いただきましたとおり、承認することに決定しました。

日程第21 議案第34号 地区公民館長及び主事の委嘱について

- 教育長（高倉利孝君）** それでは、日程第21。議案第34号「上天草市地区公民館長及び主事の委嘱について」を議題といたします。この議案について、事務局からの説明を求めます。
- 社会教育課長（小浦嘉彦君）** 議案書20ページをご覧ください。議案第34号「上天草市地区公民館長及び地区公民館主事の委嘱について」ご説明いたします。社会教育法第28条の規定に基づき、上天草市地区公民館長及び地区公民館主事を次のとおり委嘱するものでございます。地区公民館長の委嘱につきましては、1番の登立公民館長の野中 亀三郎氏をはじめ13地区の公民館長のうち「湯島地区 森和生氏」、「阿村地区 川崎卓氏」、「教良木河内地区 田口元次氏」、「二間戸地区 松本龍之介氏」の4人が新任で、それ以外の9地区は全て再任でございます。主事につきましても、13地区のうち、「湯島地区 高橋照光氏」、「阿村地区塚本洋子氏」、「教良木河内地区 宮崎渉氏」の3人が新任で、それ以外の10地区は全て再任でございます。任期につきましては、地区公民館の館長及び主事ともに、令和4年4月1日から令和6年3月31日まででございます。提案理由といたしましては、地区公民館の館長及び主事の任期満了に伴い委嘱するもので、附属機関の委員その他の非常勤の職員の任免及び委嘱に関する場合は、上天草市教育長に対する事務委任規則第2条第9号の規定により教育委員会に諮る必要があります。これが、この議案を提出する理由でございます。ご審議のほど、よろしくお願ひします。
- 教育長（高倉利孝君）** 以上で、事務局からの説明が終わりました。それでは委員さんから、何か質疑がございませんか。
- 〔「ありません」という声あり〕
- 教育長（高倉利孝君）** それでは、お諮り致します。議案第34号は、ただ今ご審議いただきましたとおり承認することに、ご異議ございませんか。
- 〔「異議ありません」という声あり〕
- 教育長（高倉利孝君）** ご異議なしと認めます。よって本案は、ご審議いただきましたとおり、承認することに決定しました。

日程第22 議案第35号 上天草市地域学校協働活動推進員の委嘱について

- 教育長（高倉利孝君）** それでは、日程第22。議案第35号「上天草市地域学校協働活動推進員の委嘱について」を議題といたします。この議案について、事務局からの説明を求めます。
- 社会教育課長（小浦嘉彦君）** 議案書22ページをご覧ください。議案第35号「上天草市地域学校協働活動推進委員の委嘱について」ご説明いたします。上天草市地域学校協働活動推進委員設置要綱第5条の規定に基づき、次のとおり委嘱するものでございます。委嘱する上天草市地域学校協働活動推進員につきましては、1番の「登立小学校区、和田誠治氏」をはじめ12名のうち「湯島小・中学校区 荅和宏氏」、「阿村小学校区 荒木麻希氏」の2人が新任で、それ以外の10人は全て再任でございます。任期につきましては、令和4年4月1日から令和6年3月31日まででございます。提案理由といたしましては、上天草市地域学校協働活動推進員設置要綱第5条の規定に基づき、当該学校区の学校長から推薦があった者に地域学校協働活動推進員を委嘱するもので、附属機関の委員その他の非常勤の職員の任免及び委嘱に関する場合は、上天草市教育長に対する事務委任規則第2条第9号の規定により、教育委員会に諮る必要があります。これが、この議案を提出する理由でございます。ご審議のほど、よろしくお願ひします。
- 教育長（高倉利孝君）** 以上で、事務局からの説明が終わりました。それでは委員さんから、何か質疑がございませんか。
- 委員（岩崎宏保君）** 入っていない学校があるが、学校毎の設置ではないのですか。
- 社会教育課長（小浦嘉彦君）** 今回は、任期満了となる方のみで、他に「上小学校区 植田幸

子氏]、「大矢野中学校区 植田浩蔵氏」が任期の途中であり、教良木小学校区は、現在、永野隆一氏がされていますが、令和4年度以降は都合により受けられないとのことから、学校の方で代わりの方を探していますので、決まりましたら教育委員会にお諮りします。

○教育長（高倉利孝君） それでは、お諮り致します。議案第35号は、ただ今ご審議いただきましたとおり承認することに、ご異議ございませんか。

〔「異議ありません」という声あり〕

○教育長（高倉利孝君） ご異議なしと認めます。よって本案は、ご審議いただきましたとおり、承認することに決定しました。

### 日程第23 議案第36号 上天草市就学援助費扶助規則の一部を改正する規則の制定 について

○教育長（高倉利孝君） それでは、日程第23。議案第36号「上天草市就学援助費扶助規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。この議案について、事務局からの説明を求めます。

○学務課長（赤瀬耕作君） 議案書の24ページをお願いいたします。議案第36号「上天草市就学援助費扶助規則の一部を改正する規則の制定について」上天草市就学援助費扶助規則の一部を改正する規則を次のように制定することとする。令和4年3月22日提出。上天草市教育長 高倉利孝。上天草市就学援助費扶助規則の一部を改正する規則上天草市就学援助費扶助規則の一部を次のように改正する。28ページの新旧対照表をご覧ください。第11条を第13条とし、第8条から第10条までを2条ずつ繰り下げる。第7条第1項中「申請した者」を「申請し、認定の決定を受けた者」に改め、同条を第9条とし、第6条の次に次の2条を加える。（執行等についての校長への委任）第7条、前条の規定に基づき認定を受けた者（以下「認定者」という。）は、就学援助費に関する請求、受領及び執行について校長に委任することができる。

2 委任を受けた校長は、就学援助費の請求、受領及び執行について、善良な管理者の注意をもって事務を処理しなければならない。

（支給方法等）

第8条 就学援助費の支給は、認定者から委任を受けた校長に対して行うものとする。校長は、就学援助費を口座振込により支給することができる。

2 市は校長からの依頼により、認定者に就学援助費を口座振込により支給することができる。

3 前項の規定にかかわらず、第3条第1項第7号に規定する医療費の支給は、医師等からの請求により、当該医師等に支払うものとする。様式第1号を次のように改める。32ページの概要をご覧ください。改正の理由については、本市の就学援助費の支給については、各小中学校より提出された支給調書に基づき、各認定者の口座又は学校口座を経由した現金による支給を行っているところであるが、現在、このことに関する根拠規定が明確に定められておらず、就学援助費の現金支給を可能とする根拠と代理受領の承諾について、学校より要望もあっており、その明確な根拠規定を定める必要があるため、今回新たに整備するもの。

2 改正の主な内容につきましては、

（1）第11条を第13条とし、第8条から第10条までを2条ずつ繰り下げる。

（2）第7条第1項中「申請した者」を「申請し、認定の決定を受けた者」に改め、同条を第9条とし、第6条の次に次の2条を加える。

（執行等についての校長への委任）

第7条 前条の規定に基づき認定を受けた者（以下「認定者」という。）は、就学援助費に関する請求、受領及び執行について校長に委任することができる。

2 委任を受けた校長は、就学援助費の請求、受領及び執行について、善良な管理者の注意をもって事務を処理しなければならない。

(支給方法等)

第8条 就学援助費の支給は、認定者から委任を受けた校長に対して行うものとする。校長は、就学援助費を口座振込により支給することができる。

2 市は校長からの依頼により、認定者に就学援助費を口座振込により支給することができる。

3 前項の規定にかかわらず、第3条第1項第7号に規定する医療費の支給は、医師等からの請求により、当該医師等に支払うものとする。

(3) 様式第1号を改める。施行日は、令和4年4月1日を予定。議案書の27ページにお戻りください。提案理由につきましては、就学援助費の支給については、各小中学校より提出された支給調書に基づき、支給を行っているところであるが、現在、このことに関する根拠規定が明確に定められていないため、今回新たに整備するもの。なお、教育委員会規則その他委員会の定める規程を制定及び改廃することについては、同規則第2条第1項第2号の規定により教育委員会に諮る必要がある。これが、この議案を提出する理由である。ご審議いただき、御承認くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○**教育長(高倉利孝君)** 以上で、事務局からの説明が終わりました。それでは委員さんから、何か質疑がございませんか。

〔「ありません」という声あり〕

○**教育長(高倉利孝君)** それでは、お諮り致します。議案第36号は、ただ今ご審議いただきましたとおり承認することに、ご異議ございませんか。

〔「異議ありません」という声あり〕

○**教育長(高倉利孝君)** ご異議なしと認めます。よって本案は、ご審議いただきましたとおり、承認することに決定しました。

#### 日程第24 議案第37号 独立行政法人スポーツ振興センター共済掛金の徴収に関する規則の制定について

○**教育長(高倉利孝君)** それでは、日程第24。議案第37号「独立行政法人スポーツ振興センター共済掛金の徴収に関する規則の制定について」を議題といたします。この議案について、事務局からの説明を求めます。

○**学務課長(赤瀬耕作君)** 議案書の33ページをお願いいたします。議案第37号「独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金の徴収に関する規則の制定について」独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金の徴収に関する規則を次のように制定することとする。令和4年3月22日提出。上天草市教育長 高倉利孝。35ページの規則(案)の概要をご覧ください。制定の理由につきましては、日本スポーツ振興センターは、要保護・準要保護児童生徒の保護者から、経済的理由により、学校の設置者が定める保護者負担額を徴収しない場合(設置者が代わりに負担する場合)に限り、国の予算の範囲内で補助を受け、掛金の保護者負担分を免除しているが、補助による共済掛金の返還を受ける場合は、条例や規則等の根拠に基づき、学校の設置者が保護者負担額や負担割合を明確に定めていることが要件となっているため、共済掛金の返還にあたり規則を制定する必要がある。制定の主な内容は、

(1) 第1条に規則の趣旨を定める。

(2) 第2条に掛金の保護者負担割合を定める。

(3) 第3条に掛金を免除とする対象者を定める。

施行日は、告示の日からを予定している。33ページにお戻りください。提案理由につきましては、教育委員会規則その他委員会の定める規程を制定及び改廃することについては、上



天草市教育長に対する事務委任規則（平成16年教育委員会規則第5号）第2条第1項第2号の規定により教育委員会に諮る必要がある。これが、この議案を提出する理由である。ご審議いただき、御承認くださいますよう、よろしくお願いいたします。補足ですが、今の内容は要保護・準要保護の場合は、個人の負担分を一応徴収しているのですが、国の支出の場合は取らないという事で、要は取らない分を国庫負担されているという事です。国庫負担の根拠に本規則が必要になるという事です。

○教育長（高倉利孝君） 以上で、事務局からの説明が終わりました。それでは委員さんから、何か質疑がございませんか。

〔「ありません」という声あり〕

○教育長（高倉利孝君） それでは、お諮り致します。議案第37号は、ただ今ご審議いただきましたとおり承認することに、ご異議ございませんか。

〔「異議ありません」という声あり〕

○教育長（高倉利孝君） ご異議なしと認めます。よって本案は、ご審議いただきましたとおり、承認することに決定しました。

#### 日程第25 議案第38号 上天草市小学校運動部活動社会体育移行団体交付金交付要綱を廃止する要綱の制定について

○教育長（高倉利孝君） それでは、日程第25。議案第38号「上天草市小学校運動部活動社会体育移行団体交付金交付要綱を廃止する要綱の制定について」を議題といたします。この議案について、事務局からの説明を求めます。

○社会教育課長（小浦嘉彦君） 議案書36ページをご覧ください。議案第38号「上天草市小学校運動部活動社会体育移行団体交付金交付要綱を廃止する要綱の制定について」ご説明いたします。上天草市小学校運動部活動社会体育移行団体交付金交付要綱を廃止する要綱を次のように制定するものでございます。37ページをお願いします。制定廃止の必要性につきましては、平成31年度（令和元年度）から令和3年度までの期間に32チームの社会体育移行団体の登録があり、小学校運動部活動の社会体育移行が完了したことから、廃止するものでございます。施行日につきましては、令和4年4月1日から施行することとします。36ページにお戻りください。提案理由といたしまして、小学校運動部活動の社会体育移行が平成31年度（令和元年度）から令和3年度までの期間に完了したため、廃止する必要があります。なお、教育委員会規則その他委員会の定める規程を制定及び改廃することについては、上天草市教育長に対する事務委任規則第2条第2号の規定により教育委員会に諮る必要があります。これが、この議案を提出する理由でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○教育長（高倉利孝君） 以上で、事務局からの説明が終わりました。それでは委員さんから、何か質疑がございませんか。

〔「ありません」という声あり〕

○教育長（高倉利孝君） それでは、お諮り致します。議案第38号は、ただ今ご審議いただきましたとおり承認することに、ご異議ございませんか。

〔「異議ありません」という声あり〕

○教育長（高倉利孝君） ご異議なしと認めます。よって本案は、ご審議いただきましたとおり、承認することに決定しました。

#### 日程第26 議案第39号 第3次上天草市子ども読書活動推進計画の策定について

○教育長（高倉利孝君） それでは、日程第26。議案第39号「第3次上天草市子ども読書活動推進計画の策定について」を議題といたします。この議案について、事務局からの説明を求めます。

○**社会教育課長（小浦嘉彦君）** 議案書38ページをお願いします。議案第39号「第3次上天草市子ども読書活動推進計画の策定について」ご説明いたします。第3次上天草市子ども読書活動推進計画を次のとおり策定する。内容につきましては、事前に計画（案）を送付させていただいておりましたので、概要を説明させていただきます。40ページをお願いします。第3次上天草市子ども読書活動推進計画では、平成29年度から令和3年度までの5年間の第2次計画を検証し、新たな課題に取り組む今後5年間の活動計画を示したところです。内容は4章構成とし、「第1章・計画策定にあたって」、「第2章・第2次推進計画における取組の成果と課題」、「第3章・第3次推進計画の基本的な考え方」、「第4章・計画の具体的方策」としているところです。42ページをお願いします。まず、はじめに第1章の国、県の状況につきまして、国は平成30年に第4次基本計画、県は平成31年に第4次推進計画を策定しているところです。続きまして、第2章の第2次推進計画における取組の成果と課題につきましては、主な成果として「市立図書館の児童書貸出数の増加」などがあげられます。課題として、読み聞かせや読書の重要性の啓発、市立図書館で提供できるサービス等の周知を徹底する必要があります。48ページをお願いします。第2章の成果、課題等を基に第3章の第3次推進計画の基本的な考え方として、計画の対象を高校生（18歳）までとすることや期間を令和4年度から8年度までの5年間とすることなど6項目を示しています。51ページをお願いします。第4章では具体的な方策として、「家庭、地域及び学校での取り組み」、「活動を推進するための施設及び設備等の整備・充実」、「読書の必要性や重要性の理解を広めるための啓発広報の推進」等の取組を示しています。以上が第3次上天草市子ども読書活動推進計画の概要となります。38ページへお戻りください。提案理由といたしましては、平成29年4月に第2次上天草市子ども読書活動推進計画を策定し、子どもの読書活動に関する各種施策を推進してきましたが、令和3年度をもって計画期間が終了することから、新たに第3次上天草市子ども読書活動推進計画を策定する必要があります。学校教育及び社会教育に関する一般方針を決定するには、上天草市教育長に対する事務委任規則第2条第1項の規定により、教育委員会に諮る必要があります。これが、この議案を提出する理由でございます。ご審議のほど、よろしくお願いたします。

○**教育長（高倉利孝君）** 以上で、事務局からの説明が終わりました。それでは委員さんから、何か質疑がございませんか。

〔「ありません」という声あり〕

○**教育長（高倉利孝君）** それでは、お諮り致します。議案第39号は、ただ今ご審議いただきましたとおり承認することに、ご異議ございませんか。

〔「異議ありません」という声あり〕

○**教育長（高倉利孝君）** ご異議なしと認めます。よって本案は、ご審議いただきましたとおり、承認することに決定しました。

日程第27 議案第40号 令和4年度上天草市教育委員会教育方針、努力目標、努力事項の制定について

○**教育長（高倉利孝君）** それでは、日程第27。議案第40号「令和4年度上天草市教育委員会教育方針、努力目標、努力事項の制定について」を議題といたします。この議案について、事務局からの説明を求めます。

○**教育審議員（松田真也君）** 議案書64ページをご覧ください。議案第40号「令和4年度上天草市教育委員会教育方針、努力目標、努力事項の制定について」ご説明いたします。令和4年度の上天草市教育委員会教育方針、努力目標、努力事項を次のとおり定めるものでございます。令和4年3月22日提出。上天草市教育長 高倉利孝。65・66ページをご覧ください。これが来年度の教育方針、努力目標、努力事項でございます。これにつきましては、昨年度末に第3期の上天草市教育振興基本計画を策定しまして、それがスタートして1

年たったところでは、それに合わせまして昨年度末に大幅に変更しておりますので、次年度に向けましては、基本的には昨年度と同様の形で教育方針と努力目標、努力事項を進めていきたいと思っております。続けて67ページをご覧ください。A3の広いものでございますが、本日は訂正部分を赤で示したものを併せてお配りしている方が分かりやすいと思っております。具体的な内容になりますので、こちらの事業構想については赤で朱書きしている部分を変更しております。上の方から3つ目の段になりますが、いじめ・不登校問題の未然防止と早期解決につきましては、先ほど議案32号でありました、中村いじめ問題アドバイザーについて、教育事務所のSSWと兼ねていらっしゃいますので表記がSSWとなっておりますが、いじめ問題アドバイザーという形に変更させていただきました。併せて自立支援相談員の辻川先生もいじめ問題アドバイザーの中村先生も相談だけでなく、観察、参観、それから知能テスト等の分析を併せまして、先生方への研修や助言等もされておりますので、支援という言葉も入れさせていただいて、支援体制の充実をしております。それから2つ目の大きな変更点は、健康のところ、子どもの健康及び体力向上を図る取組の推進ということで、健康及びと入れさせていただきました。さらに昨年のも末の時点ではもう少し収束すると思われました、新型コロナウイルス感染症がこのように引き続き、中々感染の流行が周期的にやってくるというのが、収まりませんので、これは大事な問題かという事で、新型コロナウイルス感染症に係る感染防止対策の徹底というのを、一番目に入れさせていただきました。あと、2、3、4と繰り返してあります。これについては、まだどのような形になるかわかりませんし、どこで収束かというのがまだ見えておりませんので、健康面の一番目に入れてあります。次に学習関係で、教職員の資質と指導力の向上のところですが、四番目の学校教育指導員だけでなく、指導主事あるいは、教育審議員も併せまして授業づくり等の指導に若手教師や校内の研修あるいは、研究発表の指定校に関わっておりますので、言葉を少し変更しております。一番下の方ですが、スポーツ活動のところにつきましては、③体育協会等としておりましたが、これも正式な名称でスポーツ協会等という事になりましたので、スポーツ協会という形で言葉を変更させていただいております。議案書の64ページにお戻りください。提案理由といたしましては、令和4年度の上天草市教育委員会の各事業実施するにあたりその方針を定める必要があります。また、学校教育及び社会教育に関する一般方針を決定することは、上天草市教育長に対する事務委任規則第2条第1項第1号の規定により教育委員会に諮る必要があります。これが、この議案を提出する理由である。ご審議いただき、御承認くださいますよう、よろしくお願いいたします。

- 教育長（高倉利孝君） 以上で、事務局からの説明が終わりました。それでは委員さんから、何か質疑がございませんか。
- 委員（岩崎宏保君） ICT支援員の来年度の活用計画で、人員の配置などわかっていれば教えてもらうことはできないでしょうか。
- 学務課長（赤瀬耕作君） 配置計画の詳細なことは、いただいております。概ね各学校を月2回程度廻られるということで、現在、支援員が2パターンありまして、事業支援をベネッセが行い、機器の整備、故障等は学務課所属のICT支援員が行っておりますので、委員がおっしゃっていることに関しては、概ね月2回程度で均等に各学校を周るという状況です。それを個別に新年度になってから学校に周知し、その計画を立ち上げてからそれに基づいて実施していくこととなっております。
- 委員（岩崎宏保君） 人員は確保できているという事ですね。
- 学務課長（赤瀬耕作君） はい。
- 教育長（高倉利孝君） 他にございませんか。  
[「ありません」という声あり]
- 教育長（高倉利孝君） それでは、お諮り致します。議案第40号は、ただ今ご審議いただき

ましたとおり承認することに、ご異議ございませんか。

〔「異議ありません」という声あり〕

○教育長（高倉利孝君） ご異議なしと認めます。よって本案は、ご審議いただきましたとおり、承認することに決定しました。

日程第28 議案第41号 上天草市公用車管理規程の一部を改正する訓令の制定について

○教育長（高倉利孝君） それでは、日程第28。議案第41号「上天草市公用車管理規程の一部を改正する訓令の制定について」を議題といたします。この議案について、事務局からの説明を求めます。

○学務課長（赤瀬耕作君） 議案書の68ページをお願いいたします。議案第41号「専決処分  
の報告並びにその承認を求めることについて」上天草市公用車管理規程の一部を改正する訓令の制定について、上天草市教育長に対する事務委任規則第3条第1項第1号の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、その承認を求める。令和4年3月22日提出。上天草市教育長 高倉利孝。専決第1号「上天草市公用車管理規程の一部を改正する訓令の制定について」上天草市公用車管理規程を次のように一部を改正する訓令を次のように定める。令和4年3月15日専決。上天草市教育長 高倉利孝。79ページの規程案の概要をご覧ください。規程案の名称は、上天草市公用車管理規程の一部を改正する訓令で、制定の必要性については、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）の一部改正に伴い、安全運転管理者の業務として、自動車の運転前後の酒気帯びの有無について、目視等及びアルコール検知器による確認等が義務化されたこと、また、職員における運転免許証の有効期限等を監理課においても確認することとする等のため、関係規定を整備する必要がある。内容については、

- (1) 課等の長は、運転者台帳の写しを監理課長に提出するものとする。（第15条関係）
- (2) 大矢野庁舎及び松島庁舎に属する課等の長並びに姫戸統括支所長及び龍ヶ岳統括支所長は、当該課等に所属する運転者が公用車を運転する前及び運転した後に、当該運転者の酒気帯びの有無について確認し、その確認方法、結果、指示事項等を酒気帯びの有無の確認表に記録しなければならないこととする。（第15条、新様式第6号関係）
- (3) 大矢野庁舎及び松島庁舎並びに姫戸統括支所及び龍ヶ岳統括支所に属する運転者は、公用車を運転する前及び運転した後に、酒気帯びの有無についての確認を受けることとする。（第16条関係）
- (4) 酒気帯びの有無の確認表を1年間保存することとする。（第17条関係）
- (5) その他所要の規定の整理を行う。（様式第5号、新様式第7号）

この訓令は、令和4年4月1日から施行を予定している。議案書の73ページにお戻りください。提案理由につきましては、道路交通法施行規則の一部改正に伴い、安全運転管理者の業務として、自動車の運転前後の酒気帯びの有無について、目視等及びアルコール検知器による確認等が義務化され、さらに、職員における運転免許証の有効期限等を監理課においても確認するため、関係規定を整備する必要があることから、上天草市教育長に対する事務委任規則第3条第1項第1号の規定により専決処分し、同条第3項の規定により委員会に報告し、その承認を求めるものである。これが、この議案を提出する理由である。ご審議いただき、御承認くださいますよう、よろしく願いいたします。

○教育長（高倉利孝君） 以上で、事務局からの説明が終わりました。それでは委員さんから、何か質疑がございますか。

〔「ありません」という声あり〕

○教育長（高倉利孝君） それでは、お諮り致します。議案第41号は、ただ今ご審議いただき

ましたとおり承認することに、ご異議ございませんか。

〔「異議ありません」という声あり〕

○教育長（高倉利孝君） ご異議なしと認めます。よって本案は、ご審議いただきましたとおり、承認することに決定しました。

#### 日程第29 諸報告

○教育長（高倉利孝君） 次に、日程第29。諸報告に入らせていただきます。まず、報告第1「4月の行事予定について」の説明をお願いします。

○教育審議員（松田真也君） 資料の80ページをご覧ください。4月の行事予定でございます。年間の行事予定としてお配りしておりましたが、一部変更がっておりますのでご確認をお願いします。まず1日の市の会計年度任用職員の辞令交付式は中止でございます。それから4日、市内の辞令伝達式及び市内服務宣誓式も多く的人数が集まるという事が難しいということから、中止でございます。そのかわりに4日の市内校長会議におきまして市長からのご挨拶と、転入者代表の服務宣誓等を実施する形式で来年度もスタートしていきたいと考えております。5日市内の教頭研修会、教育ソフトの操作説明会。6日特別支援教育補助員研修会、養護教諭の説明会、事務センター長・グループ長の辞令交付があります。給食関係については中止でございます。8日が市内小中学校始業式。11日が全校の入学式になります。81ページをご覧ください。15日市内管理職歓迎会とありますが、実施については困難な状況と感じております。19日全国学力・学習状況調査です。それから起業家教育担当者説明会も行います。20日の日が4月の教育委員会議になります。21日市内の教頭研修会です。これが例年、市内の教頭及び主幹教諭研修会という実施形態になっておりましたが、来年度は大矢野中学校の主幹教諭が不在となりますので、来年度は教頭研修会となります。22日第1回令和4年度生きる力推進会議です。社会教育の方の人権教育推進協議会総会と青少年育成市民会議は、5月11日に行われます。28日学力充実担当者研修です。以上が4月行事予定です。

○教育長（高倉利孝君） 以上で、事務局からの説明が終わりました。それでは委員さんから、何か質疑はございませんか。

〔「ありません」という声あり〕

○教育長（高倉利孝君） 次の報告第2、第3、第4は秘密会議といたします。

※【 報告第2、第3、第4は秘密会議の決定により審議内容は非公開 】

※【秘密会議終了】

○教育長（高倉利孝君） 次に、報告第5「公文書開示請求に係る公文書不存在決定通知について」説明をお願いします。

○学務課長（赤瀬耕作君） 資料の82ページをお願いいたします。令和4年2月17日付けで請求があった公文書開示請求書については、上天草市情報公開条例（平成17年条例第3号）第11条第2項に基づき、通知したので報告します。資料の83ページをお願いいたします。開示請求者は中田康一氏で、内容については教育委員会が設置する学校運営協議会が、教育委員会に対して述べた学校運営等に関する意見書ですが、請求された期間に意見書等の提出が無かったため、公文書の不存在の決定を通知したものです。報告は以上です。

○教育長（高倉利孝君） 以上で、予定された諸報告は終わりました。そのほか、事務局からの追加報告等はありませんか。

〔「ありません」という声あり〕

○教育長（高倉利孝君） それでは以上で予定された案件はすべて終了いたしました。これをもって、令和4年第4回教育委員会定例会を閉会いたします。お疲れ様でした。

閉会 午後3時50分